労働者のいじめ防止、フランスでは 20 年前から ユソン企業ハン・ガンホ氏の死を呼んだ苛虐的労務管理

チョン・ジェウン記者 2016.03.31 13:34

北欧の国家を中心として労働者に対する職場での暴力といじめを規制する議論と研究が始まり、 関連法制度まであるが、韓国では非常に不十分だという指摘があがっている。

最近、名誉退職を拒否した労働者に退勤するまで壁側のロッカーしか見えないように座席を配置して問題になった斗山グループ系列会社の斗山モトロール、運転手を常習的に暴行して暴言を浴びせ、謝罪記者会見まで開いたデリム産業など、 立て続けに事件が起きており、示唆するところが大きい。

ユソン企業の労働者、ハン・ガンホ氏の死の原因になった「苛虐労務管理」の実態を発表した3月29日の国会討論会で、イ・ジョンヒ(公益人権弁護士の会希望を作る方)弁護士は 「韓国での苛虐的な労務管理は、ほとんどが暴力が起きても労労対立として片付けたり、使用者の裁量範囲内の行為と見て正当性を認めている」と指摘した。

しかし、北欧の国家では1980年代から反いじめ政策と規範への要求が高まり、いじめを規制する法制度を作った。法律ではなくても指針、行政監督などにより、いじめ反対政策を取っている。



フランスは1998年、いじめに対する社会的な議論が本格的に始まり、共産党が最初に「労働における精神的いじめに関する法律案」を提出した。その後、2002年1月に社会現代化法が制定され、「精神的ないじめ」に関する規定が労働法および刑法に導入された。

イ弁護士は「健康と安全の部分でも精神的ないじめの危険を考慮することを

規定するなど、労働法前全般にいじめ、精神的危険要素の規定を挿入し、その他に刑法でも規定し、加害者を刑事処罰できる規定をおいた法令」と伝えた。

法律によれば、健康と安全に関する使用者の義務について、その範囲を「健康」から「身体的、精神的健康」と明示し、「精神的いじめ、性的いじめに関する危険」などの要素を統合する一貫した予防計画を準備するように規定した。

使用者の各種の報復行為を無効とし、違反した時には刑事処分され、被害者の労働者の立証責任を緩和した規定が目を引く。

法律は2009年にフランス裁判所が「精神的いじめに加害の意図は不要」 と判示したり、2010年に使用者が直接介入していないいじめでも、使用者 の勤労契約上の誠実義務違反と見て損害賠償責任を認めた判決などが実際に適 用されている。

オーストラリアでは各州で職業安全関連法に職場のいじめに関する条項を入 れる方式で立法的解決を模索したり、州政府次元で職場のいじめに関する詳細 な指針を採択し、認識の改善と手続きを要求した。

イ弁護士は「苛虐的労務管理、精神的虐待の問題は、以前はあまり目立たなかったが 成果主義と構造調整の深化により、各国が注目している」とし「職場も個人の人格が侵害されない空間であることを確認し、精神健康の問題に対する使用者の責任範囲を広げる動きが拡大している」と話した。

続いて「韓国でもいじめに対応できる法的な方案が全くないわけではないが、 代表的には労組破壊行為などでは実効的に作動していないのが現実」とし「そ のために苛虐的労務管理に対する対応は、単に法制度の問題ではなく、労働者 の尊厳を宣言して労働から利益を得る使用者に原則的にその権利の侵害の責任 を負わせる法制度を推進する必要がある」と主張した。

なお、ユソン企業は忠南労働人権センターが金属労組ユソン企業支会組合員を対象として2012年から5年間調べた結果、昨年だけで鬱病高危険群43.3%など、毎年40%を越えていた。 保健福祉部が全国民に対して5年ごとに実施する精神疾患実態疫学調査(2011年)の結果、 重要な憂鬱障害を持つ国民の割合は6.7%である点と比較すると非常に高い数値だ。

討論会でミョンスク(人権運動サランバン)氏は、ユソン企業の労働者いじめに対して「労組を弱化させる方便として総合的な労働者いじめが形成された」とし「加害行為が権力関係-雇用関係で優位である企業が意図的に行ったという点は、深刻な人権侵害行為」と指摘した。

チャン・ギョンヒ(忠南労働人権センター)氏は「長期間、労組を弾圧して人権を蹂躙したユソン企業、強大な力で労組破壊に介入した現代車などは、公権力と検察、司法府の力によりすべて赦免された」とし「こうした環境では労働者たちの精神健康悪化は必然的であり、加害者がきちんと処罰されない限り、

根本的に治癒は不可能」と分析した。

キム・サンウン(セナル法律事務所) 弁護士は、ユソン企業労働者たちの精神的な苦痛を減らす方案について「使用者側は不当労働行為の手段として活用している告訴、懲戒などをやめ、検察はすでに明らかになった不当労働行為に関与したユソン企業と現代自動車使用者を追加で起訴しなければならず、裁判所は迅速な裁判を通じて憲法と労働関係法の労働三権を蹂躙した不法行為者に重刑を宣告しなければならない」と話した。